

本「会議」において検討すべき事項及び議論の進め方について

2011・7・20 佐藤英彦

- 我々が意見を求められているのは「近年の刑事手続をめぐる諸事情に鑑み、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するため」「刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について」であること。
- そもそも、刑事手続ないし刑事司法制度は、法律で「罪と罰」が定められていることに伴うものであること。

以上二つの原点に鑑みれば、本会議では、次のように審議を進めるのが適当と考える。

- 1 先ずは、我が国の刑事実体法、裁判手続、捜査手続の内容・特性及び問題点を明らかにし、これらについての知識・認識を共有する。

この場合には、主要な外国における刑事実体法や裁判・捜査手続の在り方と対比しながら進めるのが、我が国の特性を理解する上でも分かりやすく、また、参考になるものと思われる。我が国は元より、各国の刑事司法制度には須らく個性があり、それぞれの制度は、犯罪を的確に処罰でき国民生活の安全・安心を確保するのに有効なものとその国民に受け入れられて今日に至っていると考えるからである。

- 2 今般の諮問が行われたのは、先の「検察の在り方検討会議」の「捜査・公判構造の在り方を含む刑事手続その他刑事司法制度全体に関する問題については、直ちに検討の場を設けて検討を開始するよう重ねて要望する」（「提言」34頁・「おわりに」）との提言に由来するものと承知する。

もとより、本会議は、同検討会議とは異なる目的により設けられたものであり、その議論や提言に拘束されるべきものではないであろうが、同検討会議と同様の議論を繰り返すことを回避する意味で、同検討会議における議論の経過については必要に応じて事務局から説明してもらうなどして、効率的かつ円滑に検討を進めるべきであろう。

以上